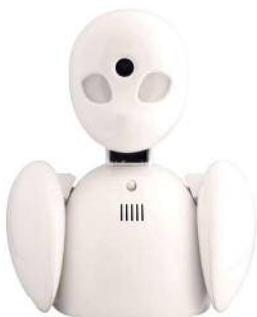


第2期川崎市ウェルフェアイノベーション推進計画

産業と福祉の融合で新たな活力と社会的価値を創造する



2017（平成 29）年3月
川 崎 市

Colors, Future!

いろいろって、未来。

多様な力が結集し、活躍していくことのできる社会へ。



川崎市は、京浜工業地帯の一翼を担い、我が国のものづくりを代表する産業都市として発展し、現在は、グローバル企業や研究開発機関が多数集積した高い成長性と持続性を備えた先端産業・研究開発都市へと進化しています。また、我が国が、人口減少や少子高齢化などを乗り越え、持続可能な成長を実現するためには、継続的なイノベーションの創出が必要となります。その中で、本市においては、ライフ、グリーン、ウェルフェアの3つのイノベーションを中心とした人類共通の課題解決につながる産業が成長しつつあります。

ウェルフェアイノベーションの取組は、産業と福祉の融合で新たな活力と社会的価値の創造を目指していくもので、約300の企業・福祉事業者・大学・研究機関など様々な主体によるネットワークを形成しながら、将来的な福祉課題に先行的に対応していく製品・サービスづくりを進めているところです。

この「第2期川崎市ウェルフェアイノベーション推進計画」は、本市が重点的に進めております地域包括ケアやパラムーブメント施策を具現化することも目指し、当事者視点での製品・サービスの「創出」

「活用」を通じて、新たな社会モデルを「創造・発信」する好循環を構築していく今後の取組をまとめたものです。

今後10年を見据え、多様な人が混ざりあい地域で暮らし、活躍していくことのできる社会づくりを、企業・市民・福祉事業者などあらゆる主体の皆様との協働のもと、進めてまいりたいと考えておりますので、一層の御協力をいただきますようお願い申し上げます。

2017（平成29）年3月

川崎市長 福田 紀彦

目 次

I 計画改定の考え方	1
1 計画改定の趣旨	2
2 計画の目指す姿	3
3 計画の構成	4
4 計画の位置づけと計画期間	5
5 計画改定の経過	6
II ウェルフェアイノベーション施策の現状と課題	7
1 社会環境の変化と課題	8
2 産業分野での動向と課題	10
3 福祉分野での動向と課題	12
4 第1期計画の成果と課題	14
III 基本目標・取組の視点・基本方針	19
1 基本目標	20
2 取組の視点	20
3 基本方針	20
方針1 新たな製品・サービスの「創出」	
方針2 新たな製品・サービスの「活用」	
方針3 将来を先取りする新たな社会モデルの「創造・発信」	
IV 行動計画	25
方針1 新たな製品・サービスの「創出」	26
1 データプラットフォームの構築（データ活用による参入促進）	
2 アクションプラットフォームの構築（KIS理念に沿った共創型プロジェクト）	
3 専門コーディネータ等によるKIS理念に沿ったプロジェクトへの支援	
4 KIS理念に沿ったプロジェクトへの開発費補助等の支援	
5 最新技術等のシーズの活用を見据えた国・NEDO・大学等との連携	
方針2 新たな製品・サービスの「活用」	31
6 かわさき基準（KIS）認証による良質な製品の普及促進	
7 在宅での製品・サービスの導入促進	
8 施設での製品・サービスの導入促進	
9 KIS理念に沿った製品への導入・普及補助等の支援	
10 介護事業者への介護ロボットの重点的な導入コーディネート	
方針3 将来を先取りする新たな社会モデルの「創造・発信」	36
11 新たな「住まい」モデルの構築に向けた製品・サービス活用による価値の発信	
12 円滑な「移動」環境構築に向けた製品・サービス活用による価値の発信	
13 「健康寿命延伸」に向けた製品・サービス活用による価値の発信	
14 新たな「ワークスタイル」構築に向けた製品・サービス活用による価値の発信	
15 ウェルフェアイノベーション川崎モデルの海外への展開の推進	
V ウェルフェアイノベーションを推進していく情報発信と体制づくり	41
・新たな活力と社会的価値を創造していくプロモーション	
・イノベーションを創出するフォーラムの場づくり	
・総合的な体制づくりと進行管理・評価	
参考資料	43

| 計画改定の考え方

1 計画改定の趣旨

産業と福祉の融合による新たな活力と社会的価値の創造を目指し、ウェルフェアイノベーションの取組をステージアップします。

● 持続可能な経済成長に向けて

我が国が、人口減少や少子高齢化などを乗り越え、持続可能な経済成長を実現するためには、継続的なイノベーションの創出が必要となっています。本市は、京浜工業地帯の一翼を担い、我が国のものづくりを代表する産業都市として発展し、現在は、グローバル企業や研究開発機関が多数集積した国際的な産業都市へと進化しています。近年では、ライフ、グリーン、ウェルフェアの3つのイノベーションを中心とした取組を進め、人類共通の課題解決につながる産業が成長しつつあり、高い成長性と持続性を備えた先端産業・研究開発都市へと変貌を遂げています。

● これまでの取組

ウェルフェアイノベーションは、産業と福祉の融合で新たな活力と社会的価値の創造を目指していくものです。

これまで、川崎市独自の福祉製品のあり方を示す「かわさき基準（Kawasaki Innovation Standard）」による認証制度を2008(平成20)年度に創設し、2016(平成28)年度末までに196の製品認証を行ってきたほか、産業側のシーズと福祉側のニーズを組み合わせた新たな製品・サービスの創出・活用に向けた取組を開いてきました。

こうした取組をより一層、発展・拡大していくため、2014(平成26)年3月に「川崎市ウェルフェアイノベーション推進計画」を策定（計画期間：2014(平成26)年度～2016(平成28)年度）し、約300の企業・団体等の多様な主体の参画によるウェルフェアイノベーションフォーラムの運営や、異業種間の共創に

よる新たな製品・サービスの創出、かわさき基準による福祉製品の認証・活用、さらには活用による新たな価値提案といった取組により、産業の活性化と福祉課題の解決を目指し着実に取組を進めてきました。

● 本市と国の施策動向

本市では、2015(平成27)年3月に、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で暮らし続けられることができる地域づくりを目指し、関連する個別計画の上位概念として「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定しました。

また、2016(平成28)年2月に、産業振興に関わる分野横断的な計画として、「かわさき産業振興プラン」を策定したほか、同年4月には「川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」を施行し、産業振興施策を総合的に推進しています。

同年3月には、本市がめざす都市像や基本目標、政策の方向性などを定めた「川崎市総合計画」を策定したほか、東京2020オリンピック・パラリンピックを契機とした誰もが暮らしやすいまちづくりを進めていくため、「かわさきパラムーブメント推進ビジョン」を策定し、個別具体的な取組を順次進めています。

さらに、同年7月には川崎市の新たなブランドメッセージとして「Colors, Future! いろいろって未来。」を策定し、本市の多彩な魅力と都市の将来像を示すメッセージとして、市内外に発信しています。

一方、国では、成長戦略による第4次産業革命として、社会的課題を解決し消費者の潜在的なニーズを呼び起こす新たなビジネスの創出

を目指すものとして、IoT (Internet of Things)、ビッグデータ、人工知能、ロボットの活用を位置付けており、これらの技術の活用も視野に入れて取組を進めていく必要があります。

地域包括ケアを推進する中で、介護・福祉施策では、2018（平成30）年度に介護保険法や障害者総合支援法、障害者雇用促進法に基づく制度改正が次々と予定されており、これらの制度を踏まえつつ、具体的な取組を進めていく必要があります。

● 計画改定の視点

こうした中、本市が進めるウェルフェアイノベーションを取り巻く状況の変化や、新しい技術や福祉関連制度への対応など新たに取り組むべき課題が生じていることから、国の動向や上位計画等との整合を踏まえつつ、産業と福祉の融合により新たな活力と社会的価値を創造するウェルフェアイノベーションの取組をステージアップしていくことを目指し、推進計画を改定するものです。

2 計画の目指す姿

この推進計画においては、「産業と福祉の融合による新たな活力と社会的価値を創造するウェルフェアイノベーションの推進」を基本目標として位置付けます。

この基本目標に基づき、地域包括ケアやかわさきパラムーブメントの推進と連動しながら、本市がこれまで強化してきた「産業と福祉のハブ機能」（産業側でのシーズと福祉側でのニーズが本市に集積し、相互に行き交い、新たな活力と社会的価値を生み出すイノベーション創出機能）を活かし、「新たな製品・サービスの創出による市場活性化」と、「将来的な福祉課

題への先行的な対応」を結びつけ、当事者視点を重視した製品・サービスが創出・活用されている状態を目指していきます。

こうした取組により、新たなライフスタイル・ワークスタイルの創出など、多様な人が混ざり合い暮らすことのできる社会に向けて、企業・市民・福祉事業者・NPO・大学・金融機関など、多様な主体との共創の動きが活発化し、新たな社会モデルとなる取組成果が生み出され続けている状態を目指していきます。

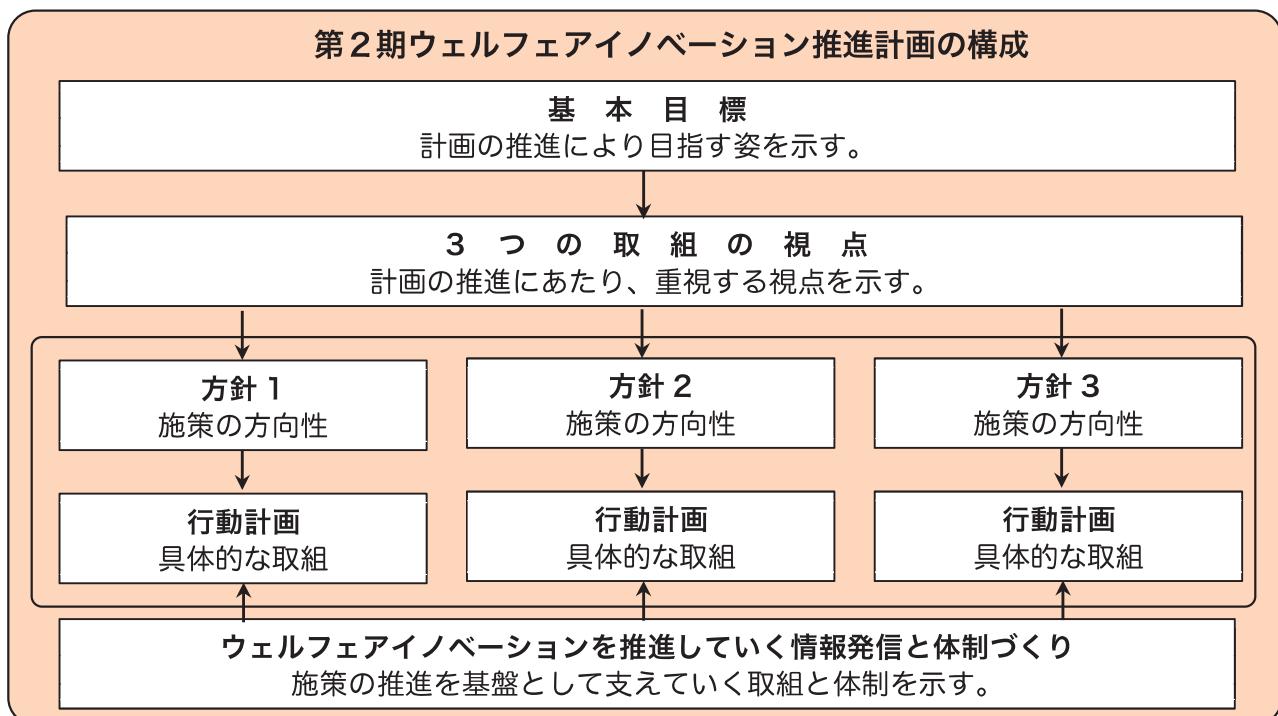
3 計画の構成

本計画では、ウェルフェアイノベーション施策に関する企業・市民・福祉事業者・NPO・大学・金融機関などの方々に対し、施策の推進により目指す姿や、市が主体的に行動する内容、協働パートナーと共に行動する内容を明確化するとともに、それらをメッセージとして伝えることができるよう策定します。

第1期計画では、4つの基本方針を位置付けましたが、「かわさき基準」の考え方に関する方針については、自立支援を中心概念とするか

わさき基準の理念そのものを、計画全体に溶け込ませることとします。

これらを踏まえ、改定後の計画では、「基本目標」、3つの「取組の視点」、3つの「基本方針」を定めます。また、基本方針を実現するための具体的な行動を明確化するため、基本方針の配下に15の「行動計画」と「ウェルフェアイノベーションを推進していく情報発信と体制づくり」を位置づけ、社会経済状況の変化等に柔軟に対応しながら事業展開を進めています。



4 計画の位置づけと計画期間

● 計画の位置づけ

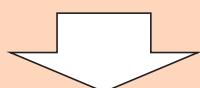
この推進計画は、「川崎市総合計画」の分野別計画の一つとして位置付けられ、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を上位概念、「かわさき産業振興プラン」を上位計画とともに、「かわさきパラムーブメント推進ビジョン」「かわさきいきいき長寿プラン」、「かわさきノーマライゼーションプラン」、「川崎市住宅基本計画」などの介護・福祉や住宅に関する行政計画や事業・プロジェクトとの連携を図りながら、今後の本市のウェルフェアイノベーション推進施策を総合的に推進するための計画として位置づけるものです。

● 計画期間

基本目標・取組の視点・基本方針部分は、川崎市総合計画の計画期間と連動し、概ね10年程度、行動計画部分は5年を計画期間とします。行動計画部分については、計画期間が3年を経過する際に計画進行の評価を行うとともに、必要な見直しを行うものとします。

川崎市ウェルフェアイノベーション推進計画の位置づけ

川崎市総合計画
川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン
かわさき産業振興プラン



川崎市ウェルフェア イノベーション推進計画

【 計画期間 】

基本目標
取組の視点 約10年程度
基本方針
行動計画 5年（3年で評価）

かわさきパラムーブメント推進ビジョン

かわさきいきいき長寿プラン

かわさきノーマライゼーションプラン

川崎市住宅基本計画

その他介護・福祉や住宅に関する
事業・プロジェクト

5 計画改定の経過

● 庁内検討体制

推進計画の改定案策定にあたっては、庁内における川崎市ウェルフェアイノベーション推進会議において、各局で推進する施策との整合を図りつつ、各施策の組み合わせによる新たな価値の創出を目指しながら、全庁的な検討・協議を行いました。

● 企業・福祉事業者・有識者等意見の反映

これまでも企業、福祉事業者の方々とウェルフェアイノベーションによる各プロジェクトを進めていく過程で多くのやりとりが蓄積され、この経過の中で本市が担う役割への期待として、産業と福祉を結びつける機能に対して御

意見をいただきました。

さらに、福祉製品等に関する有識者からの意見として、かわさき基準懇談会委員から認証事業についての意見や、ウェルフェアイノベーションフォーラムのアドバイザーからも施策全体をさらにステージアップするために必要な取組について意見を集約してきました。

● 市民意見の反映

製品・サービスの体験会やモニター評価に御協力いただく場面で、製品・サービス普及や活用に向けて当事者視点での御意見をいただきました。

II ウェルフェアイノベーション施策の現状と課題

1 社会環境の変化と課題

(1) 人口・世帯構造

● 我が国の人団構造

我が国では、高齢化がますます進んでおり、2013（平成25）年10月1日の推計人口によれば、日本の総人口に占める65歳以上の人団の割合は25.1%となり、初めて4人に1人が高齢者という時代を迎えました。

2012（平成24）年から2014（平成26）年にかけて、団塊の世代が一挙に高齢者となり毎年100万人以上高齢者が増加するなど、高齢化は急速に進んでいます。2010（平成22）年から2025（平成37）年までの15年間で、総人口が減少する中で65歳以上の高齢者は約734万人増加し、総人口に占める高齢者の割合は23%から30%へと大幅に高まることが見込まれています（図1：P44）。その後も高齢者は増え続け、2050（平成62）年には4人に1人が75歳以上の後期高齢者となることが見込まれています。

この高齢化率は、先進諸外国の中では最も高く、我が国は世界の中でも先駆けて高齢化が進展していくため（図2：P44）、課題先進国として、超高齢社会における介護のあり方を先駆けて構築することが可能な状態にあります。

● 我が国の世帯構造

高齢化の進展に伴い、高齢者夫婦、独居世帯も一層増え続けています。65歳以上の高齢者のいる世帯は、2015（平成27）年現在、全世帯の47.1%を占め、そのうち「夫婦のみ世帯」が一番多く約3割で、「単独世帯」と合わせると過半数を占める状況となっています（図3：P45）。

● 本市の人口構造

本市においては、全国平均と比較して若い世代の流入が多く、生産年齢人口は増加傾向にあ

ります。総人口は、2015（平成27）年10月1日現在で、約147.5万人であり、2030年（平成42）の約152.2万人までは人口増加が続くと見込まれていますが、生産年齢人口が概ね横ばいであるのに対して、75歳以上の後期高齢者人口は約1.6倍と増加することが見込まれています。2040（平成52）年には、高齢者人口は約45万人となり、総人口の30.4%となることが予想されており、現時点では若い世代の多い都市であると言えるものの、今後、全国と同様に急激な高齢化が進むことが見込まれます（図4：P45）。

● 本市の世帯構造

本市においても、高齢者人口が増加する中で、65歳以上の高齢者のいる世帯は、2015（平成27）年現在、全世帯の24.1%を占め、そのうち「夫婦のみ世帯」は7.6%、「単身世帯」は8.4%となっています。高齢夫婦世帯（夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦）での世帯は、1990（平成2）年から2015（平成27）年の25年で約3.3倍の50,968世帯と増加し、一人暮らしの高齢者も同期間で約5.1倍の57,959世帯へと増加しています（図5：P46）。

(2) 高齢者の健康状態

● 平均寿命と健康寿命の関係

我が国の健康寿命（日常生活に制限のない期間）は、2013（平成25）年時点で男性が71.19年、女性が74.21年となっており、それぞれ2001（平成13）年に比べて延びています。しかし、同期間における平均寿命の延び（男性2.14年、女性1.68年）に対し、健康寿命の延び（男性1.79年、女性1.56年）は小さい状況となっています（図6：P46）。

● 日常生活に影響のある高齢者の数

日常生活に影響のある高齢者の割合（人口1,000人当たりの「現在、健康上の問題で、日常生活動作、外出、仕事、家事、学業、運動等に影響のある者（入院者を除く）」の数）は、2013（平成25）年では258.2と、4人に1人の割合となっています（図7：P47）。また、日常生活への影響を内容別にみると、「日常生活動作」（起床、衣服着脱、食事、入浴など）が人口1000人当たり119.3、「外出」が同118.4と高くなっています。

一方で、在宅での介護経験や家族を介護した経験がある者のうち介護で苦労したことでは、排泄が62.5%と最も高く、次いで入浴、食事、移乗、起居となっています（図8：P47）。

（3）介護・子育てにおける環境の変化

● 年齢別女性の労働力状態の推移

少子高齢化により子どもの数は減り続いているものの、子育て環境をめぐるライフスタイルに変化が生じています。

女性の年齢階級別労働力率をグラフで示すいわゆるM字カーブは、出産・子育て期にあたる20歳代後半から30歳代で就業率が落ち込み、子育てが一段落した後に再就職することが

多いことを反映していますが、1985（昭和60）年以降の推移では、25歳から64歳までの階級で労働力率が上昇しており、なだらかなM字型に変わってきています。また、本市の2015（平成27）年の労働力率は、全国値と比べると、特に30歳から54歳までの各階級で低い状況が見られます。（図9：P48）

● 共働き世帯の増加

結婚・出産をしても働き続ける女性が増え、夫婦のいる世帯に占める共働き世帯の比率の上昇と、20歳代から30歳代女性の未婚率が1980年代以降急激に上昇しています（図10：P48）。共働き世帯は、全国値では、1990年代半ばから片働き世帯数を逆転し（図11：P49）、本市においても、2010（平成22）年調査において初めて共働き世帯が片働き世帯を逆転（図12：P49）しました。

こうした女性のライフスタイルの変化は、家族や世帯の構造そのものの変化と結びつき、保育の拡充など新たな行政需要を生みだし、こうした変化により、就労と子育てさらには就労と介護との両立などを実現するべく、新たなライフスタイル・ワークスタイルの構築に向けて取組む必要があります。

課題

課題1：超高齢社会での将来的な福祉課題への先行的な取組 → 取組の視点1へ

- ・人口の3人に1人が高齢者となる社会において生じる「住まい」「移動」「健康寿命延伸」などの課題に、福祉を起点に保健・医療への波及も見据え、具体的な市民生活レベルでの質の向上に向けて、最新の製品・サービスを取り入れながら取組を進めていく必要があります。

課題2：介護・子育て環境の変化に対応した、新たなライフスタイル・ワークスタイルの構築

→ 取組の視点2へ

- ・女性の就業率の向上に伴う子育て環境の変化に対して、子育てと就労の両立、さらに介護と就労の両立を含む新たなライフスタイル・ワークスタイルの構築に向けて、最新の製品・サービスを取り入れながら取組を進めていく必要があります。

2 産業分野での動向と課題

(1) 第4次産業革命による成長戦略

● 新技術による産業構造・就業構造の変化

国では、「日本再興戦略2016—第4次産業革命に向けてー」を2016（平成28）年6月に閣議決定し、新たな「有望成長市場」の戦略的創出、人口減少に伴う供給制約や人手不足を克服する「生産性革命」、新たな産業構造を支える「人材強化」、の三つの課題に向けて更なる改革に取り組むことが示されました。

この戦略では、「今後の生産性革命を主導する最大の鍵は、IoT、ビッグデータ、人工知能、ロボット・センサーの技術的ブレークスルーを活用する第4次産業革命である」としており、IoT、ビッグデータ、人工知能、ロボット・センサーの4つの技術を成長のための鍵として挙げています。

これらの技術の活用で、IoTにより全てのものはインターネットでつながり、それを通じて収集・蓄積される、いわゆるビッグデータが人工知能により分析され、その結果、ロボットや情報端末等を活用することで、今まで想像できなかった商品やサービスが次々と世の中に登場し、多くの社会的課題を解決し、消費者の潜在的ニーズを呼び起こす、新たなビジネスを創出するとともに、産業構造や就業構造を一変させる可能性が指摘されています。

第4次産業革命を実現する鍵のひとつとして、オープンイノベーションを掲げ、既存の産学官の枠やシステムを超えていくか、をポイントとしています。また、第4次産業革命を国全体に普及させる鍵は、中堅・中小企業であるとしており、中堅・中小企業の現場ニーズ、現場目線でのICTやロボット導入を進めることが重要と指摘されています。

本市がウェルファイノベーションの推進を

展開するにあたっては、こうした国の施策動向や産業界全体でのこれらの技術活用の情報をいち早く獲得しながら、ウェルフェアイノベーションが目指す姿の実現に向け、柔軟に対応をしていく必要があります。

(2) ロボット産業

● ロボット新戦略

2015（平成27）年1月に、ロボットによる新たな産業革命を目指して、「ロボット新戦略」が経済産業省により策定され、この新戦略における5か年のアクションプランの中の分野別事項の一つに「介護・医療分野」が挙げられています。

具体的には、介護の現場において、ロボット介護機器を活用することにより介護従事者がやりがいを持ってサービス提供できる職場環境を実現するとともに、業務の効率化・省人効率化へとパラダイムシフトを支援し、開発場面では、具体的な現場ニーズを特定したうえで、介護現場と開発現場のマッチング支援を実施することが位置づけられています。

介護現場において、ロボット活用を推進すべき分野としては、「移乗支援」、「歩行支援」、「排泄支援」、「認知症の方の見守り」、「入浴支援」が重点分野として挙げられ、2020（平成32）年に、介護ロボットの国内市場規模を500億円に拡大するとともに、介護者の7割が腰痛を持つ現状から腰痛を引き起こすハイリスク機会をゼロにすることを目指すとしています。

これらの動向に伴い、国では、ロボット開発支援の面においては、上記の重点分野に対応したロボット介護機器の開発支援（ロボット介護機器開発・導入促進事業、福祉用具・介護ロボ

ット実用化支援事業)を展開し、ユーザー側への導入支援の面ではロボット介護機器の安全・性能・倫理基準の策定など国際標準化の提案や、介護従事者の負担軽減のための介護ロボット導入支援の取組を順次進めています。

(3) ヘルスケア市場

● ヘルスケア市場への企業の参入

平均寿命の延伸に伴い、健康寿命の延伸が重要な政策課題となっています。国がまとめた「日本再興戦略改訂2015」では、ヘルスケア産業の市場規模は、予防や健康管理、生活支援サービスの充実、医療・介護技術の進化などに

より、国内のマーケット規模は、2013(平成25)年に16兆円、2020(平成32)年に26兆円、2030(平成42)年に37兆円と大きく拡大することが予測されています。

今後も高齢化の進展に伴い、異業種からヘルスケア市場への参入が見込まれており、本市としては、企業の動向をいち早く情報を獲得するとともに、福祉・健康・医療現場での現状とのマッチングにより、より良い製品・サービスの創出に向けた取組を推進し、市民生活の向上に寄与する事業の集積に向けた展開を図っていく必要があります。

課題

課題3：最新技術を取り入れた福祉課題解決プロジェクトの推進 → 方針1へ

- ・IoT、ビッグデータ、人工知能(AI)、ロボットなど、成長産業となりうる最新技術を活用した製品・サービスの「創出」「活用」により、福祉課題を解決するプロジェクトの取組を進めていく必要があります。

課題4：介護事業者への介護ロボット活用のコーディネート → 方針2へ

- ・介護ロボットの導入が施設支援等の場面において加速化されることが想定されることから、介護現場においてケアの向上に有効なロボットの導入が進められるようコーディネートしていく取組を進めていく必要があります。

課題5：健康寿命延伸に向けたヘルスケア産業との連携推進 → 方針3へ

- ・企業のヘルスケア産業への参入動向を踏まえながら、健康寿命を延伸していくための介護予防や制度外での製品・サービスの活用を促進する取組を進めていく必要があります。

3 福祉分野での動向と課題

(1) ケアに関わる動向

● 高齢者増加に伴うケアの「質」の変化

超高齢社会において、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域を目指して、多様な主体と連携しながらきめ細やかな地域支援を展開する地域包括ケアシステム構築の取組を進めているところです。

急速な高齢化は、医療・看護・介護・福祉・生活支援などの「ケアを必要とする人」の増加のみでなく、慢性疾患、さらには複数の疾病を抱えながら生活を送る高齢の受療者数が増加することを意味するため、地域全体で必要とするケアの「質」にも大きな変化を及ぼすものと考えられます。

この受療者の中で、人生の最終段階を自宅で過ごしたいと希望する方の割合は、全国調査によると2014（平成26）年には71.7%を占めていますが、実際の死亡場所を見ると、自宅で亡くなる方は、全国で12.9%、本市で16.2%となっています（図13：P50）。

また、介護が必要になった場合の暮らし方について、本市の高齢者の半数以上が「自宅で暮らしたい」と希望するとともに（図14:P50）、自宅外を希望する高齢者についてもその理由の多くが「家族に迷惑をかけたくない」となっており、これらの回答から、高齢者の多くが「介護が必要となった場合でも家族に負担をかけずに自宅で暮らしたい」と希望していると言えます（図15：P51）。

このような状況から、今後は、何らかのケアが必要になった場合でも、本人が望めば、自宅で最期を迎えることができるよう、「新たな在宅ケアモデルの構築」が必要となっています。

● ケアが必要と見込まれる人の増加

2015（平成27）年時点の本市における要介護認定者数は、約4.7万人で、2010（平成22）年からの5年間で約26%の増加となっており、これは同期間の高齢者人口の増加率（約22%）を上回っています（図16：P51）。

2015（平成27）年度末時点の本市における身体障害児・者数は約3.7万人、知的障害者児・者数は約8.9千人、精神障害者数は約1.1万人となっており（各障害者手帳所持者数）、2010（平成22）年からの5年間での増加率は、身体障害児・者が約11.0%、知的障害児・者が約30.7%、精神障害者が約64.5%と、同期間の人口増加率を大幅に上回っています（図17：P52）。

● ケアに携わる人材の育成と確保

このように、近年では、人口の増加や高齢化等を背景に「何らかのケアを必要とする人」の著しい増加が見られるとともに、今後も高齢化等を背景に引き続き増加傾向となることが見込まれています。

一方で、ケアに携わる専門職として、中心的な活躍が期待される生産年齢人口は、長期的には減少することが見込まれています。このような状況から、今後は、若年層の確保と元気な高齢者を含め、ケアに携わる人材の育成と確保が重要になっています。

(2) 制度に関わる動向

● 持続可能な制度設計

2013（平成25）年度時点で、本市の介護保険給付費は約673億円、医療給付費（後期高齢者医療制度）は約958億円となっていますが、2009（平成21）年度と比較するとそれぞれの給付費の伸び率は1.32倍、1.29倍と増加傾向

となっています（図18：P53）。

人口構造の急激な変化や、これに伴う課題に対応していくため、公的制度以外の新たな仕組みの構築を含め検討していく必要があります。

● 介護保険制度の改正

国では、2018（平成30）年度の介護報酬の改定に向けて、制度改正に向けた議論が進められています。この中では、主に軽度者向けのサービスの見直しが提起されており、制度改正による影響を見据えながら対応していく必要があります。

● 障害のある方の社会参加・就労機会の拡大

障害のある方の社会参加では、これまで様々な場面で事業展開してきたところですが、東京2020オリンピック・パラリンピックに向けて、スポーツや芸術の分野やまちづくりの分野など、より広い場面での取組が加速化していくことが見込まれます。

課題

課題6：新たな在宅ケアモデルの構築 → 取組の視点2、3へ

- ・要介護状態の維持・改善及び介護予防に向けた取組を推進していく必要があります。
- ・福祉製品・サービスの利用により、住み慣れた地域でできる限り暮らし続けることができる「新たなライフスタイルの構築」に向けた取組を進めていく必要があります。

課題7：介護者負担の軽減とケアの充実 → 取組の視点2、3へ

- ・家族の介護負担による介護離職を防ぐため、介護負担の軽減に資する製品・サービスの創出・活用に向けた取組を進めていく必要があります。
- ・高齢者や障害者支援の事業所等で働く支援者の離職抑制や在宅や施設ケアの充実を図るため、ケアに関する負担を軽減する製品・サービスの創出・活用に向けた取組を進めていく必要があります。

課題8：ダイバーシティのまちづくり → 取組の視点2、3へ

- ・障害の有無に関わらず活躍できる社会を目指して、新しい製品・サービスの創出と活用により障壁を無くす取組を進めていく必要があります。
- ・子育てや介護により離職・休職せざるをえない人や障害がある人など、社会に参加するにあたって何らかの障壁がある方々に対して、働くことを通じて活躍することのできる「新たなワークスタイルの構築」に向けた取組を進めていく必要があります。

また、障害のある方の就労の促進に向けては、2018（平成30）年に企業等が総従業員数に対して一定割合の障害者を雇用しなければならない法定雇用率の算定対象にこれまでの身体・知的障害に加え精神障害のある方が含まれることに伴い、法定雇用率の引き上げが見込まれています。本市においても、2014（平成26年）3月に「川崎市障害者雇用・就労促進行動計画」を策定し、日本一障害者雇用に積極的な都市を目指して、30の行動にチャレンジする障害者雇用・就労促進プロジェクトを進めており、障害のある方の就労機会の拡大が今後ますます進むことが見込まれています。

障害のある方の社会参加や就労機会の拡大は、多様性を生かす本市のブランドメッセージとも共通しており、ダイバーシティのまちづくりを一つの目的とするかわさきパラムーブメントの取組とも連動して今後ますます進展していくことが見込まれます。

4 第1期計画の成果と課題

(1) かわさき基準（KIS）認証事業

● 制度概要

かわさき基準（Kawasaki Innovation Standard (KIS)）は、「人間の「自立」を支援する革新的（イノベーティブ）な製品を認証し、認証製品を活用することで「新たなライフスタイル・ワークスタイル」の創造など人の生活全般を豊かにしていくことで、新産業の創造へ導くこと」を目的とする、「福祉領域における環境改善」と「福祉産業の振興」の両面を目指す本市独自に福祉製品のあり方を示した基準で、高齢者や障害のある方の「自立支援」を中心概念とする8つの理念に基づき認証する制度です。

かわさき基準の特徴は、各製品を製造又は販売する企業から申請をいただき、かわさき基準の8つの理念への適合の評価とともに、当事者モニターによる実際に利用を通じた評価を重視している点にあります。

認証製品は、「KISマーク」の使用ができ、当事者目線での評価結果に基づくかわさき基準認証による販売・流通面における信頼資本を提供しています。



● 取組状況

かわさき基準認証事業を2008（平成20）年度に創設し、本事業を推進することを目的に民間団体から構成される「かわさき基準推進協議会」を設置し、2016（平成28）年度末までの

9年間で196の製品を認証しています。（継続認証製品158製品）

制度創設以降、応募数及び認証数は増加傾向にあります。（図19：P53）全体の認証製品数が196に対して市内企業の認証製品数は28で、割合は1割強となっています。

2016（平成28）年度からは、新たに「地域包括ケア」や「かわさきパラムーブメント」の推進に期待ができる製品を募集要件とするなど、将来的な福祉課題を具体的に解決していく認証事業に向けて取組を進めています。また、協議会を構成していた民間団体等の有識者の専門的知見を活かしつつ、本市が認証主体となって事業を推進しています。

また、認証製品の活用機会の拡大に向けて、国際福祉機器展（HCR）での出展や、一部導入経費の補助の提案も含めた福祉施設での出張PRのほか、2016（平成28）年度からは、新たに、かわさき基準認証福祉製品による「新たなライフスタイル・ワークスタイル」の創出などによる社会モデルの構築を目指して、住宅展示場などの体験会の実施や、新聞やテレビ等への露出など、新しい価値を提案するプロモーション強化を進めています。

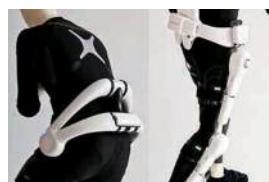


国際福祉機器展出展

● かわさき基準の8つの理念

理 念	概 要
自立支援	人格・尊厳の尊重
	ニーズの総合的把握
	利用者の意見の反映
	自己決定
	活動能力の活性化
	利用しやすさ
	安全・安心
	ノーマライゼーション

● 認証製品例

クリアボイス
(株) 伊吹電子なでなで猫ちゃん DX
トレンドマスター (株)ロボットスーツ HAL(R)
CYBERDYNE (株)WHILL ModelA
(株) WHILL超低床フロアベッド
(株) フランスベッドOriHime
(株) オリィ研究所ハンドコントロール
(株) ニコ・ドライブらくらく KAWASAKI ネクタイ
アソシエ CHACOCOGY
(株) TESS意思伝達装置マイトイ
(株) クレアクトラギー
(株) クラモトラップポン
日本セイフティー (株)オーラルピース
プラス (株)楽匠 FeeZ
パラマウントベッド (株)シルエット見守りセンサー
キング通信工業 (株)

● 取組の成果と課題

2008（平成20）年度の制度創設以降、応募製品数と認証製品数はともに増加傾向にあり、大企業から中小企業まで全国規模で幅広く申請をいただいており、徐々に認証事業としての認知度が広まってきています。全国から多くの製品が集積することにより、川崎市内の介護福祉事業所での質の良い製品の導入が進んでおり、ケアの質の向上にもつながってきています。

また、認証にあたって当事者がモニター評価を行う土壤を蓄積してきたことは本市の強みとなっており、製品を開発する企業にとっても貴重なフィールドとなっています。

一方で、かわさき基準認証製品は、数多くある介護保険制度適用の市場流通製品と共に応募が多く、単に認証するのみでは、介護・福祉業界での販売促進効果を發揮するほどの影響力は必ずしも大きくない状況にあり、製品活用による新たな「価値」を提案するプロモーシ

ョンを強化していく必要があります。

また、国レベルの制度においては、経済産業省が、安全性の確保の観点から、2008（平成20）年5月から福祉用具に「目的付与型JISマーク制度」を導入し、JIS規格の制定及び試験機関の整備等がなされています。厚生労働省では、実際の利用者や使用場面を想定した臨床的（使い勝手や利便性等）評価により、使用場面での安全面に配慮した福祉用具を情報提供することで、良質かつ安全な福祉用具の利用を促進する福祉用具臨床的評価事業（QAP認証）」を進めています。

こうした国の動向を踏まえると、QAP認証制度とかわさき基準認証事業とが類似している部分があることから、製品活用によるかわさき基準認証事業が目指す新たな姿を明確化させ、類似制度との差別化を図りながら事業を進めていく必要があります。

課題

課題9：福祉課題を解決し、新たな価値を創造する製品の認証 → 方針2へ

- ・新たな在宅ケアモデルの実現や介護者・介助者負担の軽減による「地域包括ケアの推進」、ダイバーシティのまちづくりの推進による「かわさきパラムーブメント」など、単に製品の使い勝手や利便性の評価のみならず、将来的な福祉課題を解決し新たな「価値」を創造することが期待される製品を積極的に認証していく必要があります。

課題10：製品の活用により生まれる新しい価値提案のプロモーション強化 → 方針3へ

- ・当事者がモニター評価を行う土壤を蓄積してきた強みを活かして、「新たなライフスタイル・ワークスタイル」の創出など、多様な人が混ざり合い地域で暮らすことのできる社会モデルの構築を目指し、かわさき基準認証福祉製品の「認証」のみならず「活用」によって生まれる「新しい価値を提案していくプロモーション」を強化していく必要があります。

課題11：かわさき基準の理念に沿った製品・サービスの創出・活用 → 各方針共通

- ・ウェルフェアイノベーションでの新たな製品・サービスの創出・活用に向けた取組全体にかわさき基準の理念を反映させ産業振興につなげていく必要があります。

(2) 新たな製品・サービスの創出・活用

● 取組状況

産業と福祉が融合するウェルフェアイノベーションを推進するには、サービス等を提供する現場と供給する企業や人材をはじめとした関係者間のネットワークの形成が重要であることから、そのための基盤として、プラットフォームとしての「ウェルフェアイノベーションフォーラム」を2013(平成25)年10月に立ち上げました。フォーラムに参画する企業・団体は、2016(平成28)年末現在で300団体と年々増加傾向にあります。構成する企業・団体の内訳は、企業、大学、福祉事業所などその規模も大小問わず幅広いメンバーで構成されています。

フォーラムによるネットワーク化を進めてから3年が経過しましたが、フォーラム参画企業から本市への製品・サービス創出の相談や、本市による介護・福祉現場でのイノベーション

につながる最新の製品・サービスの情報収集、さらには既存製品の新たな活用法や組合せ法の提案等をきっかけに、市内の介護・福祉現場での活用に向けた調整を進めることにより、新しいプロジェクトが次々に生み出されていく土壤ができつつあります。

また、年10件前後の新規プロジェクトには、イノベーションや福祉製品開発に専門知識を有するコーディネータによる支援を行なっているほか、その中の5件程度にはプロジェクト経費への補助を行なっています。

2016(平成28年)度からは、ウェルフェアイノベーションによる開発支援補助の対象を、より本市全体への施策効果を期待する観点から、新たに「地域包括ケア」や「かわさきパラムーブメント」の推進に期待ができる提案を募集要件とするなど、将来的な福祉課題に具体的な解決に向けてステージアップしたプロジェクトとなるよう取組を進めています。

● 主なプロジェクト

① 車椅子のまま楽しめるUDタクシーによる工場夜景ツアー創出

取組年度：2014(平成26)年度

組合せ：タクシー会社×観光ツアー

解決課題：ダイバーシティ社会の実現、観光需要創出



UDタクシーでの工場夜景ツアー

② 「聴こえやすいを当たり前に」を目指す対話支援機器の実証実験

取組年度：2015(平成27)年度、2016(平成28)年度

組合せ：対話支援機器製造販売企業×聾学校

区役所窓口でのモデル設置や住宅展示場での市民向け
体験会も実施



卓上型対話支援システム comuoon

解決課題：ダイバーシティ社会の実現（難聴者の聞こえの改善）

③ 排泄ケアの改善に向けた排尿を予知するセンサーの実証実験

取組年度：2016(平成28)年度

組合せ：排泄予知センサー開発企業×高齢者施設

解決課題：新たな在宅ケアモデルの構築+介護者・介助者負担の軽減

（排泄に関する自立支援と排泄ケアに関する負担軽減）



排尿予知センサーDFree

● 取組の成果と課題

フォーラム参画企業・団体は、幅広い構成により量的にも拡大しており、新たな製品・サービスを創出する関係者間のネットワークの基盤を構築することができてきています。異業種間の組み合わせによる新たな製品・サービスが創出され、フォーラム立ち上げから3年の創成期としては順調に成果を出しつつあります。

また、企業から本市への製品・サービス創出の相談や、本市による最新の製品・サービスの情報収集と既存製品に対する提案などにより、本市の強みである「産業と福祉のハブ機能」が強化されてきています。

一方で、フォーラム参画企業・団体からは、企業の持つ技術力や製品・サービスの情報や福祉業界の現場で抱える具体的な課題についての情報を求められることが多くあり、産業と福祉の両面での情報の「見える化」を進めることにより、両者の融合をさらに進める必要があります。その上で、市内での起業や本市への企業の進出を促進するため、「産業と福祉のハブ機能」の強みを活かし、産業界のシーズと福祉現

場のニーズの融合をさらに促進する必要があります。特に、市内企業・団体に対して、フォーラムへの参画や製品・サービスの創出や活用によるプロジェクト化への取組をさらに進めていく必要があります。

また、これまでの取組から、「産業と福祉のハブ機能」が強化されつつあることから、より効果的な展開を進めていくために、将来的な福祉課題を解決し、新たな社会的価値を創造するプロジェクトを具体的に進めていく必要があります。特に、新たな製品・サービスの創出や活用に向けたプロジェクト化に対し、コーディネータによる支援や経費の補助を行っていますが、市場化されるまでには時間を要するプロジェクトもあり、製品・サービスの市場化を見据えた支援を進めていく必要があります。そのためには、福祉課題を解決する製品・サービスの、質の評価と発信により、マーケット拡大に向けた支援を行うとともに、福祉の現場において最新の製品・サービスに触れることにより、よりよいケア体制の構築を進めていく必要があります。

課題

課題 12：産業と福祉のハブ機能の基盤強化→ 取組の視点1、方針1へ

- ・「産業と福祉のハブ機能」の強みを活かしつつ、市内での起業や本市への企業の進出を促進するため、データプラットフォームやアクションプラットフォームを構築し、ウェルフェアイノベーションフォーラムによる関係者間のネットワークの基盤をさらに強化する必要があります。

課題 13：当事者を含む多様な主体との共創プロジェクト推進 →取組の視点1、方針1、2へ

- ・新たな在宅ケアモデルの実現や介護者・介助者負担の軽減による「地域包括ケアの推進」、ダイバーシティのまちづくりによる「かわさきパラムーブメントの推進」など、本市のみならず国全体での将来的な福祉課題を解決し、新たな社会的価値を創造する製品・サービスの「創出」「活用」により市場化を図るプロジェクトを、当事者目線を含む多様な主体との共創により積極的に進める必要があります。

課題 14：新たな社会的価値を発信するプロモーションの強化 → 方針3へ

- ・多様な主体との共創による製品・サービスの「創出」「活用」によって生み出される「新しい価値」を発信していくプロモーションを強化する必要があります。

III 基本目標・取組の視点・基本方針

基本目標・取組の視点・基本方針の設定

人口・世帯構造等の社会環境の変化、産業分野での動向、福祉分野での動向、現行計画に基づき取り組んできた「かわさき基準認証」と「新たな製品・サービス創出」の成果・課題を踏まえ、今後のウェルフェアイノベーション施策の取組の柱となる考え方を明確化するため、次のとおり、「基本目標」、「取組の視点」、「基本方針」を位置づけます。

1 基本目標

**産業と福祉の融合で新たな活力と社会的価値を創造する
ウェルフェアイノベーションの推進**

2 取組の視点

基本目標の実現に向けた具体的な方針や行動計画を策定するにあたって、次の3つの視点を施策の推進にあたって常に重視するべき視点として設定します。

- 視点1：「産業と福祉のハブ機能」として、「新しい製品・サービスの創出による市場活性化」と「将来的な福祉課題への先行的な対応」を結びつける。
- 視点2：「新たなライフスタイル・ワークスタイルの創出」など、多様な人が混ざり合い地域で暮らすことのできる社会モデルを構築する。
- 視点3：「地域包括ケアやパラムーブメントを具現化」することにより、福祉を起点に医療・健康分野などへの波及も見据えた人の生活全般を豊かにしていく取組を進める。

3 基本方針

基本目標の実現を具体化させていくにあたり、基本方針として3つの方針を設定し、ウェルフェアイノベーションの取組のさらなるステージアップを目指します。

方針1：新たな製品・サービスの「創出」

- 将来的な福祉課題への先行的な対応を図るため、「産業と福祉のハブ機能」として産業界のシーズと多様化する福祉現場のニーズの融合を促進させ、最新技術の活用を含め新たな製品・サービスの「創出」に向けた動きを促進します。

方針2：新たな製品・サービスの「活用」

- 産業界で生み出された新たな製品・サービスを、福祉現場での「活用」を促すことを通じて、活用による新たな発見等による「価値の創出」に向けた動きを促進します。

方針3：将来を先取りする新たな社会モデルの「創造・発信」

- 製品・サービスの活用により生み出された「価値」を、住まい・移動・健康寿命延伸などのライフスタイルやワークスタイルの広範な領域にわたって、将来を先取りする新たな社会モデルとして創造・発信していきます。

参考：「課題」と「取組の視点・基本方針」との関係

※IIにて整理してきた課題は、大きな視点のものと個別具体的な領域で反映するものとに整理し、それぞれ以下の図のとおり反映する場所を整理しています。

